

議案第 67 号

松阪市税条例の一部改正について

松阪市税条例（平成 17 年松阪市条例第 105 号）の一部を次のように改正する。

平成 24 年 6 月 20 日 提出

松阪市長 山 中 光 茂

松阪市税条例の一部を改正する条例

松阪市税条例（平成 17 年松阪市条例第 105 号）の一部を次のように改正する。

第 36 条の 2 第 1 項ただし書中「、寡婦（寡夫）控除額」を削る。

附則第 10 条の 2 を附則第 10 条の 3 とし、附則第 10 条の次に次の 1 条を加える。

（法附則第 15 条第 2 項第 6 号の条例で定める割合）

第 10 条の 2 法附則第 15 条第 2 項第 6 号に規定する市町村の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 36 条の 2 第 1 項ただし書の改正規定及び次条の規定は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第 2 条 改正後の松阪市税条例（以下「新条例」という。）第 36 条の 2 第 1 項の規定は、平成 26 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 25 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第 3 条 新条例附則第 10 条の 2 の規定は、平成 24 年 4 月 1 日以後に取得された地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 17 号）第 1 条の規定による改正後の地方税法附則第 15 条第 2 項第 6 号に規定する除害施設に対して課すべき平成 25 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。